

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年8月4日(水)午前9時30分から午前10時54分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長 1番 福島 正一郎

会長職務代理者 2番 新村 幸子

委員 3番 瀬戸 真一

4番 原 美子

5番 小澤 さよみ

6番 一ノ瀬 律生

7番 中村 良治

推進委員 宇治 元一

根橋 正美

野澤 洋光

吉江 平二

野澤 典生(5条3番以降出席)

古村 孝

宮島 勇

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 非農地の承認について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出について

(2)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用

## 6. その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
書記	役場産業振興課農政係係員 小松 由季
	役場産業振興課農政係 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### <赤羽事務局長>

野澤典生推進委員さんが遅れて出席という連絡がございまして、皆さんお集まりですので始めさせていただきますと思います。先般、えごまの草取り、また土寄せには大勢の皆さんにご参加いただきましてありがとうございました。それでは、8月の総会を進めさせていただきます。開会を新村職務代理よろしく願いいたします。

### (開会)

#### <新村職務代理>

皆さん、おはようございます。大変暑い日が続いております。また、今日も暑い中をお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から、辰野町農業委員会総会を開会いたします。

### (会長あいさつ)

#### <福島会長>

あらためまして、おはようございます。暑い日が続いておるわけではありますが、またオリンピックも真っ盛りということで、観戦をさせてもらっております。稲作、田んぼの方を見ると、ぼちぼち穂が出てきたということで、またこれも時期が来れば穂が出るということでもあります。これからソバを蒔く時期になりますので、皆さん健康に留意をされまして、お願いをしたいと思います。また、8月を過ぎますと農地パトロールがありますので、皆さんにご迷惑をかけますけれども、よろしく願いをしたいと思います。今日は大変ご苦勞様です。

### (議事録署名委員の指名)

#### <福島会長>

5番の小澤委員さんと6番の一ノ瀬委員さん、よろしく願いいたします。

### (議事)

#### <福島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく願いします。

## 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番と2番は譲受人が一緒でありますので合わせてご説明いたします。

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

岡谷市川岸中…丁目…番…号にお住まいのAさんが所有いたします、

大字澤底字岩花…番…、地目は田、面積1360㎡および、

大字澤底字岩花…番…、地目は田、面積2520㎡を、

大字澤底…番地にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは、町外にお住まいで高齢であることから耕作ができず、親戚であるBさんが申請地を取得し、管理をされるということでもあります。

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

中央…番地…にお住まいのCさんが所有いたします、

大字澤底字屋塚…番…、地目は田、面積441㎡を、

大字澤底…番地にお住まいのBさんが無償で譲り受けるものです。

譲受人のBさんは、Cで酪農業を営んでおり、申請地は牧場から近く、利便性が高いことから、申請地を譲り受けたいということでもあります。

農地取得後の農業経営面積は441アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、新村代理、古村推進委員から意見書をいただいております。

<古村推進委員>

この件につきまして、6月27日に新村代理と二人で現地確認をして参りました。しかし、現地は牧草地として借りたらしいんですけど、ほとんど牧草を作っておりませんので、今は荒れた状態で、葎等の草が繁茂してしまっていて、現地確認に非常に手間どいましたけれども、これも多分あんまり荒れているので買い取りをさせられたのではないかと思います。今後、この土地については牧草地や田んぼへの復元はほとんど不可能だと思いますけれども、図面と現地を確認しましたので、よろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<山田事務局次長>

1番、地図は3ページを、配置図は4ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいの A さんが所有いたします、

大字伊那富字<sup>おぎはら</sup>荻原…番…、地目は田、面積352㎡に、

住宅を新築するための申請でございます。

現在は町外にお住まいですが、今後の生活を考え、現在のお住まいは長男へ譲渡し、自己所有の申請地へご主人と住まれる住宅を新築したい計画です。

申請地は B から概ね300m の農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<福島会長>

野澤さんがまだみえないので、私の方から説明します。地図であります、地図の一番左側の道を上がっていくと(場所の説明)がある所あります。この所は道通りもよく、また下水排水等全部整備されています。境もきちんとしてあり、確認をしてきましたのでご審議をよろしく申し上げます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

## 【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番～5番朗読】

地図6ページの配置図の訂正:(2)952が(1)948-1と同じ図→(2)952の地図を後ほど配布

<山田事務局次長>

1番、賃借権の設定でございます。地図は5ページを、配置図は6ページをご覧ください。

大字樋口…番地…にお住まいの A さんが所有いたします、

大字樋口字樋口…番…、地目は田、面積387㎡および、

大字樋口…番地にお住いの B さんが所有いたします、

大字樋口字樋口…番、地目は田、面積798㎡、

以上2筆、計1185㎡を、塩尻市大字<sup>かたいし</sup>広丘堅石…番地………にお住まいの C さんが借り受け、太陽光発電システムを新設するための申請であります。

譲渡人の A さんは、相続にて申請地を取得しましたが、耕作の予定もなく、B さんは、高齢のた

め耕作ができなくなってきたため、それぞれ農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のCさんは、申請地に太陽光パネル296枚を設置し、売電を行いたい計画です。

町外にお住まいですが、設備の維持管理は申請者本人が行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、他候補地を検討した結果、周辺の環境等、申請地が最適であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。また、辰野町環境条例に基づく特定発電事業計画については許可済みです。

この件につきましては瀬戸委員、宮島推進委員から意見書をいただいております。

<宮島推進委員>

ただ今説明がありました通り、太陽光ということで、場所については道に囲まれた中の田んぼということで、長年耕作されていませんでした。境についてはきちんとしてありました。ただ問題にならないようにということで、近隣の家から裏側になるような位置ですけれども、そこら辺の確認をきちんとしていただいて、ソーラー設置ということですので、確実に業者によく承諾を得るように言っておきました。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<宇治推進委員>

賃貸契約は何年ですか。

<事務局 小松>

21年間です。

<宇治推進委員>

辰野町条例に基づく第10条の説明書は確認していますか。

<事務局 小松>

条例の許可は下りて写しもらっており、第10条の説明書もいただいています。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は7ページを、配置図は8ページをご覧ください。

伊那市西春近…番地…にお住まいのDが所有いたします、

大字伊那富字山越…番…、地目は畑、面積3861㎡を、

神奈川県藤沢市辻堂元町…丁目…番…号に所在するEが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請であります。

譲渡人のDさんは町外在住であり、耕作の予定もなく、維持管理できないことから、農地の有効利用を考えておりました。

譲受人のEは、申請地に太陽光パネル640枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、町外の所在ではありますが、設備の保守点検、安全管理等は徹底して行うため、周辺への影響は軽微であると考えます。

申請地は宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、他候補地を検討した結果、周辺の環境等、申請地が最適であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

こちらは農振農用地でしたが、令和3年7月9日に農振除外の公告が済んでおります。

また、辰野町環境条例に基づく特定発電事業計画については許可済みです。

こちらは、3000㎡を超える申請でありますので、長野県農業委員会ネットワーク機構の意見をお伺いしたいと思います。

この件につきましては福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<福島会長>

まだ野澤推進委員が来ないようでありますので説明させていただきます。地図を見てもらえば分かると思いますが、この辺は全部太陽光になっております。この辺は、山が崩れて水が出て石だらけということで、この辺の田んぼ、畑は耕作があまりできない様な状態の所でありまして、今回申請をしたDさんの家が少しかかっておりますけれど、ここも全部Dさんが管理をしておった所あります。また、地図にFというのがありますけれども、昔このFさんが山の方であって、災害で昔流れてきてようやく今のFさんの所で止まったので、ここにFを作ったということでもあります。この辺は石がいっぱいあって、耕作があまり上手くできないというような状況であります。勾配がありますので、前年度に水の関係の方をとということで、延び延びなっておりますけれども、また正式に申し出があったということで、ご審議をよろしく申し上げます。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<宇治推進委員>

この図面では読めないんだけど、かつて土砂災害があつて石がごろごろあるということだけけど、土砂災害警戒区域に入っていないですか。

<事務局 小松>

入っています。

<宇治推進委員>

ということは、条例に基づいて地元の区の同意書が必要ですけど、それは取れていますか。

<事務局 小松>

はい、取れています。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は9ページを、配置図は10ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪…番地…にお住まいのGさんが所有いたします、

大字伊那富<sup>おおみちうえ</sup>字大道上…番…、地目は畑、面積19㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいのHさんが取得し、住宅敷地<sup>ひさし</sup>(庇)の拡張の申請であります。

申請部分は既にHさんが利用されている建物の一部であるため、事実上追認の許可という形になります。

理由といたしましては、譲受人のHさんの既存住宅の東側の隣接地を、所有者であるGさんが測量するにあたり、Hさんとともに土地の境界立会をしたところ、Hさんの既存建物の2階屋根<sup>ひさし</sup>の庇の一部が申請地へ出ていることが判明しました。内容から、故意ではないことが伺えますので、追認という形で申請を受けました。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共公益的施設、I及びJがありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員から意見書をいただいております。

<野澤典生推進委員>

ご報告いたします。この件につきまして、7月13日に福島会長、それと私とで現地を確認しております。こちらは先月にも見ました案件なのですが、なぜかこの畑の周りの人の住居、今回は蔵ですが、自分の私有地からはみ出して建物の底が張り出したということなのですが、この前もやはり同様な案件で、この畑の南側をご審議いただいたわけですが、今回も同じということです。先ほども事務局からもありましたが、追認という形で確認しましたところ了解を得られて、また杭も明確になっておりました。特に問題はないかと思しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

4番、使用貸借権の設定でございます。地図は11ページを、配置図は12ページをご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住いのKさんが所有いたします、

大字伊那富字北畑…番…、地目は畑、面積26㎡を、

大字伊那富…番地に所在する、Lが無償にて借り受け、合ごうしやうのうこつどう祀用納骨堂を新設するための申請であります。

申請地は、既に納骨堂が建築されているため、事実上追認の許可という形になります。

今回、申請者のLより始末書の提出を受けております。Lでは、近年、永代えいたいくよう供養を希望する檀だん信徒しんとの要望が増えつつあり、今後も増えると思われることから、合ごうしやうのうこつどう祀用納骨堂を建立することを検討されてきました。昨年度から具体的な要望が顕在化し、建設を急がなければならない状況となったため、MをされているKさんの所有地を借り受けて建立を実施しました。境界が明確でなかったことなどから、既存の境内地内と思いついていましたが、着手後に境内地でないことが判明したため、工事後の申請になってしまったとのこと。内容から、故意ではないことが伺えますので、追認という形ではありますが申請を受けました。

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、Lに隣接しており、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては原委員、吉江推進委員から意見書をいただいております。

<吉江推進委員>



7月20日に現地にてLのKさんと原委員、私の3人で立ち会いました。現地は11ページで見てもらうと分かると思いますけれども、Lの社殿のすぐ裏がどうも一応畑となっていたものですから、そこにもう御堂というんですか、仏様の御堂、石造りのものが既に建っていたものですから無断転用ということになるんですけれども、どうもそのすぐ裏がまた墓地になっていて、元は裏山を削って、その現地は本殿からなから3m位上がった所に畑という地目の所があって、そのすぐ上が墓地になっているということで、どうしてここが畑になっているのか理解ができなかったんですけれども、現在耕作はされておりませんでした。今回建てるために杭を打っていただいたみたいで、現地の境界は明確になっておりました。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

ここで、諮問案件の確認を事務局よりお願いしたいと思います。

<事務局 小松>

転用面積が3,000㎡を超える5条2番が県への諮問対象案件となります。それ以外にありましたらご意見をお伺いしたいと思いますが、無いようでしたらこの1件とさせていただきます。→意見等なし。

<福島会長>

それでは、よろしくお願いします。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計5件、5筆、面積は5,742㎡、詳細は議案書の9ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### **【議案第3号、非農地の承認について】**

<山田事務局次長>

非農地証明書の交付申請であります。地図は13ページをご覧ください。

大字伊那富…番地にお住まいのAさんが所有いたします

大字伊那富字後沢…番…、地目は田、面積713㎡について申請がありました。

理由といたしましては、申請地は平成9年頃までは耕作をしていましたが、その後水路が壊れたり、鳥獣の被害に遭ったりしたため、耕作をあきらめたことから、原野化しており、申請地を農地に復元するのは容易ではなく、今後農地として利用される可能性もないことから、辰野町農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準に該当し、非農地とすることはやむをえないものと思われま

す。この件につきましては、小澤委員、野澤洋光推進委員に現地をご確認いただいております。

#### <小澤委員>

7月14日にご本人のAさん、私、野澤洋光推進委員と一緒に現地の立ち会いをしました。Bの町道から見ると本当にそこに農地があるのかなと思ってしまうくらい本当に山の中で、昔の人は作物を作るのに苦勞して開発した所なんだというふうに思いました。周りには3～5軒くらいの方の農地がありましたけれども、Aさんの隣で作っていた方も何年も昔から木を植えて森状態になっている状況で、このAさんの所だけがぼつんと残っているような状態で、鳥獣の被害もありますので、一応作物を作る所は放棄せざるを得ないような土地でやむを得ないのではないかと思います。よろしくお願

#### <福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【議案第4号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について1番朗読】

#### <山田事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字伊那富…番であります。

詳細は議案書の13ページのとおりであります。地図は14ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、福島会長、野澤典生推進委員に現地をご確認いただいております。

#### <野澤典生推進委員>

こちらの件につきましては、7月27日に事務局の小松さん、成瀬さん、福島会長、私と4人で現地

を立ち会って確認をしてあります。ここはちょっと特殊な事例でして、確認しましたところ4点課題がありました。1点目は境界が明確になっていないこと、2点目は農地の中に2坪程のプレハブが放置されている、3点目は大きな樹木が3、4本あること、4点目が町道から入っていくために民家の軒先を通らなければいけないこと、以上4点でありました。これらについて A に確認をしましたところ、境界については平成3年の国土調査で明確になっているのですぐに分かる。プレハブについては、この後空き家バンクで取得される方が農業用倉庫として使うのであればそのまま使っていただく。それから3点目の樹木については、同じく使用される方が不必要であれば除伐するということで確認が取れていますが、4点目の道路、進入のための道路がまだ所有権がはっきりしておりませんので今後の課題になっております。以上、ご審議お願いいたします。

<福島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<新村職務代理>

私道かどちらか分からないというのは、どのくらいの道幅ですか。

<野澤典生推進委員>

道については、普通の家を軒先を通るということになるものですから、この家の本家との関係でどうですかね。

<事務局 小松>

その後、A から連絡は来ないのですけれど、地面に上下水道の本管が通っているので、しっかり確認はしてませんが公の道の可能性が高いと考えられます。

<野澤典生推進委員>

それがはっきりしないと、これは空き家バンクとしては登録ができないということですね。

<事務局 小松>

もし私道であったとしても、通行権等は確認して対応していただくようお願いしてありますので、どちらの場合でも大丈夫のようにお願いしてあります。こちらで最終的に確認していかないのですが、Aさんがきちんとこれからやる予定だということでしたので、お願いしてあります。

<野澤典生推進委員>

地図のグレーで塗ってある左上の家が本家で、この空き家は分家だったんですが分家だった方がいなくなったということなんで、昔は本家と分家だもんで道を共有できたんでしょうけれども、今度はまったく赤の他人ということになると、その辺のところははっきりしないとということで、これは課題ということです。それは小松さんの回答の通りです。

<福島会長>

その他、ご意見がありましたらお願いします。無いようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。(6名挙手)ありがとうございました。

## 報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計3件、議案書の14ページの通りであります。
- (2) 認定電気通信事業者による中継施設等の設置に伴う農地転用について、1件、議案書の同じく14ページ、地図は15ページをご覧ください。農地法施行規則第53条において、電気事業者による送電用電気工作物等の設置については、許可不要案件となりますが、辰野町農業委員会では事業計画書等の書類を提出していただくことになっています。

大字伊那富字サンゲナシ…番、地目は畑、面積802㎡のうち2.25㎡を、

A が、携帯電話用無線基地局建設のため、コンクリート柱を建設し、無線機、電源設備を設置いたします。

いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

## その他

○「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」実施に関わる活動記録簿の提出について(赤羽事務局長) →該当案件のある方は総会終了後に提出してください。

○農地パトロール日程・実施要領について(事務局 中澤・小松)  
→資料に基づき説明。

○農地相談活動等の情報共有について(事務局 小松)→今回はなし。

○遊休農地発生防止・解消対策(黒えごまの栽培)について ※古村推進委員長より  
→今写真で見ていただいた通り、鎮大神社の下の畑の方は、背丈が伸びていない。実の収穫ができるようになるかも分からないが、期待するしかない状態である。畝の間は、1回管理機をかければ草も取れるので、それで様子を見ながら、あとは肥料の様なものをやるかどうか考えたい。従来の畑の方は、かなり成長してきた。8月10日～31日まで、えごま栽培圃場を一般の方に無料開放し、葉の摘み取り体験をしていただく予定。委員の皆様も、良かったら葉の摘み取りに来てもらいたい。畑の下側の方は成長が良いが、上の方は遅れていて、背丈がまだ50～60cmのため摘芯はまだ無理である。当面、栽培作業の予定はない。9月になって作業が発生したら、またお願いしたい。

→(事務局 小松)えごま栽培活動が、農地利用最適化交付金の対象になることが県を通して国の方に確認できた。活動記録簿に記入して提出していただければ、年度末に委員報酬の上乗せ分として支給できる。

○農業委員会研修旅行について(旅行委員長 中村委員)

→事前に配布された資料に基づき説明。コロナの状況により実施できるか確定できないが、また来月までに各自で3コースの中から検討していただきたい。

○今後の予定(赤羽事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:9月3日(金) 午前9時30分から 役場第6会議室

(閉会)

ご審議ありがとうございました。9月には農地パトロールが実施されますし、また暑い日が続きますので、皆さん健康には十分気をつけていただきまして過ごしていただきたいと思います。以上をもちまして辰野町農業委員会総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印